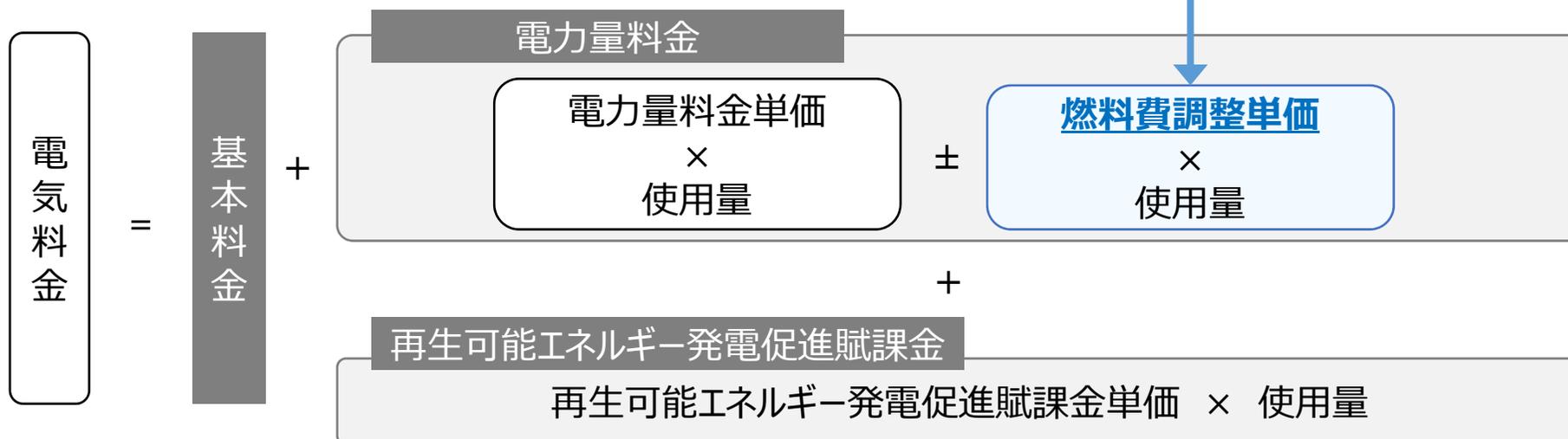


- 燃料費調整制度とは、原油・LNG・石炭の燃料価格の変動を、毎月自動的に電気料金に反映するしくみです
- 原油・LNG・石炭それぞれの3カ月間の貿易統計価格にもとづいて、毎月、平均燃料価格を算定し、現行料金の前提となっている燃料価格にもとづいて設定した基準燃料価格との差分を燃料費調整単価に換算し、電気料金に反映します

①燃料費調整制度のしくみ（イメージ）

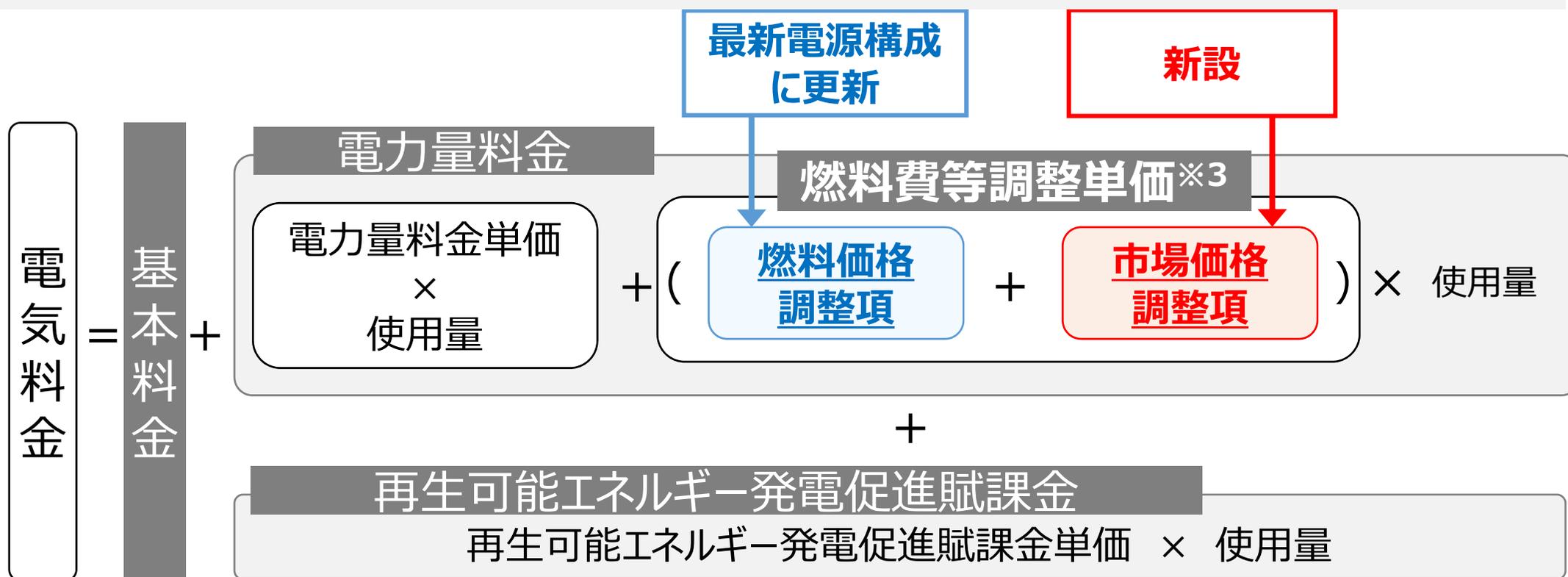


②燃料費調整単価の電気料金への反映



電気料金見直しの概要（市場価格調整項を新たに導入）

- 燃料価格調整項※¹については、2012年の特別高圧・高圧の料金改定時の前提から、情勢が大きく変化していることを踏まえ、電源構成と燃料価格を最新値に置き換えます（図中青字箇所）
- 加えて、卸電力取引所におけるスポット市場価格※²の変動を電力量料金に迅速に反映させるしくみとして、市場価格調整項を新たに導入いたします（図中赤字箇所）
- 燃料価格調整項と市場価格調整項を合わせて、燃料費調整制度を燃料費等調整制度に見直します



※¹ 燃料価格調整項は、従来の燃料費調整単価に該当します

※² スポット市場価格として参照する価格は、お客さまの需要場所の属する供給区域を基に卸電力取引所が公表した値を用います。ただし、これによりがたい場合は、基準市場価格等にもとづき、東電EPが決定した値といたします

※³ 燃料費等調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。また、燃料価格調整項および市場価格調整項は端数処理いたしません

- **市場価格調整項**は、毎月の**平均市場価格**と**基準市場価格**の差額に、**基準市場単価**を乗じて算定いたします
 - ① **基準市場価格**：2021年7月～2022年6月のスポット市場価格をもとに決定した市場価格調整項における価格変動の基準値
 - ② **平均市場価格**：算定期間における全日・昼間のスポット市場価格※1の加重平均値
 - ③ **基準市場単価**：平均市場価格が1円/kWh増減した場合に発生する電力量 1 kWhあたりの変動額
 - ④ **換算係数δ1, δ2**：卸電力取引所調達電力量および市場価格取引に準ずる電力量(FIT電気買取量含む)における全日と昼間の電力量構成比

新要素

$$\text{市場価格調整項} = \left(\text{平均市場価格}^{②} - \text{基準市場価格}^{①} \right) \times \text{基準市場単価}^{③}$$

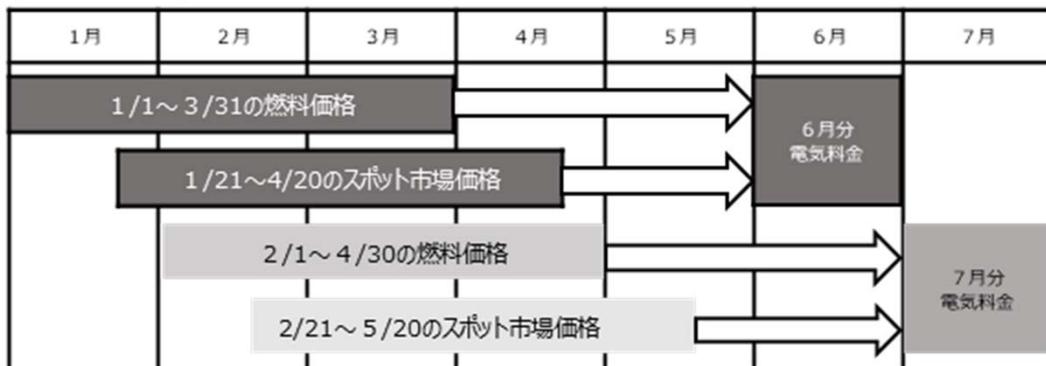
[毎月変動]
[17円44銭]
高圧 33銭7厘
特別高圧32銭8厘

$$\text{平均市場価格}^{②} = \text{全日単価} \times \text{δ1}^{④} + \text{昼間単価} \times \text{δ2}^{④}$$

XX.XX [円/kWh]
XX.XX [円/kWh]
0.6566
0.3434

換算係数(全日)
換算係数(昼間)

(イメージ図)



各月の燃料費等調整単価は、3カ月間の燃料価格およびスポット市場価格にもとづき算定し、燃料価格は2カ月後、スポット市場価格は約1カ月半後の電気料金に反映します

※1：全日のスポット市場価格は、午前0時から翌日午前0時までの単純平均スポット市場価格、昼間のスポット市場価格は、午前8時から午後4時までの単純平均スポット市場価格といたします

- 以下のとおり、燃料価格調整項の算定諸元を見直すとともに、市場価格調整項の算定諸元をお示しいたします

項目		見直し前	見直し後	
燃料 価格 調整 項	基準燃料価格	44,200円/kl	64,900円/kl※1	
	基準燃料単価※2	高圧	22銭4厘/kWh	15銭0厘/kWh
		特別高圧	22銭1厘/kWh	14銭5厘/kWh
	換算係数	α(原油)	0.1970	0.0033
		β(LNG)	0.4435	0.4001
		γ(石炭)	0.2512	0.6241
市場 価格 調整 項	基準市場価格	-	17円44銭/kWh	
	基準市場単価	高圧	-	33銭7厘/kWh
		特別高圧	-	32銭8厘/kWh
	換算係数	δ1（全日）	-	0.6566
		δ2（昼間）	-	0.3434

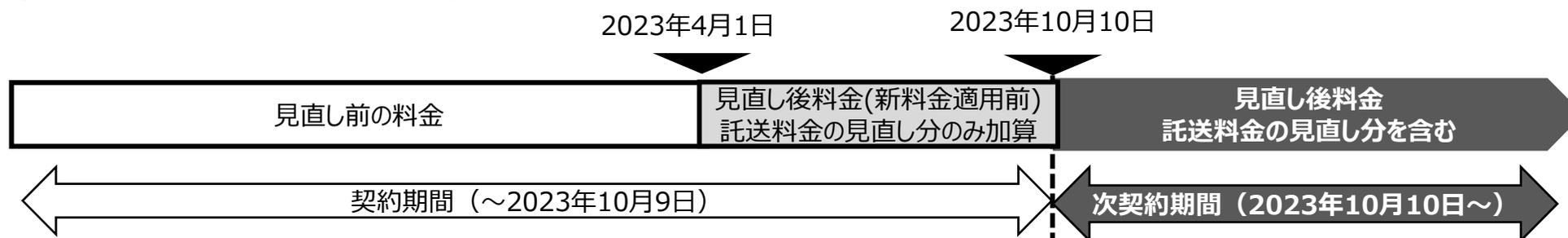
※1 2022年4～6月の貿易統計価格にもとづき算定いたします

※2 従来の基準単価に該当します

- 2023年4月1日以降に契約期間（料金適用期間を含みます、以下同じ）満了日を迎えるお客さまは、その次のご契約期間から電気料金の見直しをいたします（例1）
 - 2022年12月31日から2023年3月31日に契約期間満了日を迎えるお客さまは、2023年4月1日以降、電気料金を見直しをいたします（例2）
 - 託送レベニューキャップ制度導入等に伴う託送料金を見直しを反映した料金単価については、契約期間にかかわらず、2023年4月1日に適用いたします
- ※このお知らせ以降に新たに電気のご契約を開始されるお客さまは、2023年4月1日より見直し後の電気料金を適用いたします

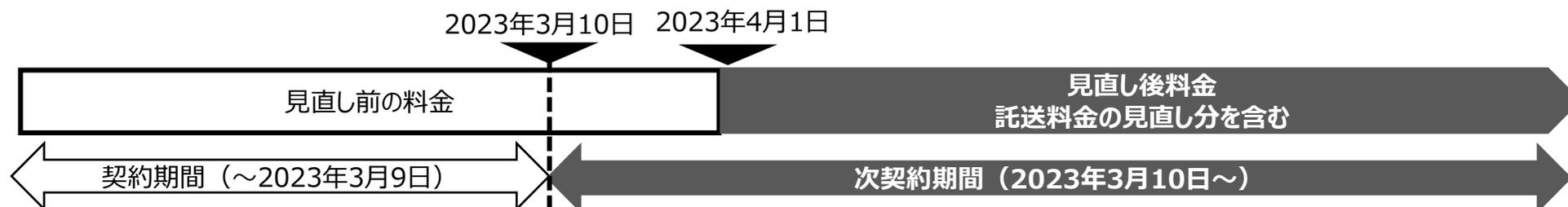
2023年4月1日以降に契約期間満了日を迎えるお客さま

（例1）契約期間満了日が2023年10月9日の場合



2022年12月31日から2023年3月31日に契約期間満了日を迎えるお客さま

（例2）契約期間満了日が2022年3月9日場合



※見直し後料金(新料金適用前)は、電気需給約款[特別高圧]（2023年4月1日実施）または電気需給約款[高圧]（2023年4月1日実施）の附則 2（燃料費調整についての経過措置）を適用いたします